

1532

## 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)(抄)

公 布 二〇〇四(平成)六年六月十八日(法

一一二号)

施行日 二〇〇四(平成)六年九月十七日

最終改正 二〇〇六(平成)一八年六月二日(法八四号)

### 第一章 総則

#### 第一節 通則

**第一条(目的)** この法律は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性にかんがみ、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七九号。以下「事態対処法」という。)と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

**第二条(定義)** 一 この法律において「武力攻撃事態等」、「武力攻撃」、「武力攻撃事態」、「指定行政機関」、「指定地方行政機関」、「指定公共機関」、「対処基本方針」、「対策本部」及び「対策本部長」の意義は、それぞれ事態対処法第一条、第二条第一号から第六号まで(第三号を除く)、第九条第一項、第一〇条第一項及び

第一条第一項に規定する当該用語の意義による。  
 2 この法律において「指定地方公共機関」とは、都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益の事業を営む法人、地方道路公社、地方道路公社法(昭和四十五年法律第八二号)第一条の地方道路公社をいう。その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人(地方独立行政法法律平成十五年法律第一一八号)第二条第一項の地方独立行政法人をいう。で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

3 この法律において「国民の保護のための措置」とは、対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第二条第一号に掲げる措置(同号へ掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む)をいう。

4 この法律において「武力攻撃災害」とは、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。

**第三条(国、地方公共団体等の責務)** 一 国は、国民の安全を確保するため、武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ、国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針を定めるとともに、武力攻撃事態等においては、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置を的確かつ迅速に支援し、並びに国民の保護のための措置に関し国費による適切な措置を講ずること等により、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2 地方公共団体は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づ

き、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する当該地方保護のための措置を総合的に推進する責務を有する。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等においては、この法律で定めるところにより、その業務について、国民の保護のための措置を実施する責務を有する。

4 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護のための措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

あつてはならない。

6 国民の権利利益の迅速な救済(国及び地方公共団体は、国民の保護のための措置の実施に伴う損失補償、国民の保護のための措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努めなければならない。)

7 国及び地方公共団体は、放送事業者(放送法昭和二十五年法律第一三二号)第二条第三号の二の放送事業者その他の放送(公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいう。次条第二項において同じ。)の事業を行う者をいう。以下同じ)である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置については、その言論その他表現の自由について配慮しなければならない。

8 国及び地方公共団体は、武力攻撃事態等においては、国民の保護のための措置に関し、国民に対し、正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供しなければならない。地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関については、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努めなければならない。

9 国民の保護のための措置を実施するに当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意しなければならない。国民の保護のための措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の確かな実施を確保しなければならない。

10 国は、対処基本方針及び第三十二条第一項の規定による国民の保護に関する基本指針に基づき、国民の保護のための措置に関し、次に掲げる措置を実施しなければならない。

11 警報の発令、避難措置の指示その他の住民の避難に関する措置

12 一 救援の指示、応援の指示、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置

13 二 生活関連等施設の安全確保に関する措置、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための措置、被災情報の公表その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

14 三 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置

15 四 武力攻撃災害の復旧に関する措置

16 五 指定行政機関の長(当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該指定行政機関。以下同じ)及び指定地方行政機関の長は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十三条の規定による指定行政機関の国民の保護に関する計画で定めるところにより、前項各号に掲げる措置のうちその所掌事務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。

17 都道府県の都道府県知事等に対する応援の要求

18 第一二条(他の都道府県知事等に対する応援の要求)

19 第一三条(事務の委託の手続の特例)

20 第一四条(都道府県知事による代行)

21 第一五条(自衛隊の部隊等の派遣の要請)

## 第二節 国民の保護のための措置の実施

第一〇条 国の実施する国民の保護のための措置

1 国は、対処基本方針及び第三十二条第一項の規定による国民の保護に関する基本指針に基づき、国民の保護のための措置に関し、次に掲げる措置を実施しなければならない。

一 警報の発令、避難措置の指示その他の住民の避難に関する措置

二 救援の指示、応援の指示、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置

三 生活関連等施設の安全確保に関する措置、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための措置、被災情報の公表その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

四 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置

五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

2 指定行政機関の長(当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該指定行政機関。以下同じ)及び指定地方行政機関の長は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十三条の規定による指定行政機関の国民の保護に関する計画で定めるところにより、前項各号に掲げる措置のうちその所掌事務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。

第一一条 都道府県の都道府県知事等に対する応援の要求

第一二条(他の都道府県知事等に対する応援の要求)

第一三条(事務の委託の手続の特例)

第一四条(都道府県知事による代行)

第一五条(自衛隊の部隊等の派遣の要請)

都道府県

知事は、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置、治安の維持に係るものを除く。次項及び第二〇条において同じ。を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛庁長官に対し、自衛隊法(昭和二十九年法律第一六五号)第八条の部隊等以下「自衛隊の部隊等」という。の派遣を要請することができる。

2 対策本部長は、前項の規定による要請が行われな  
い場合において、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置を円滑に実施するため緊急の必要  
があると認めるときは、防衛庁長官に対し、自衛隊  
の部隊等の派遣を求めることができる。

3 対策本部長は、前項の規定による求めをしたとき  
は、速やかに、その旨を都道府県知事に通知するも  
のとす。

**第一六条** 市町村の実施する国民の保護のため  
の措置

**第一七条** 他の市町村長等に対する応援の要求 (略)

**第一八条** 都道府県知事等に対する応援の要求 (略)

**第一九条** 事務の委託の手続の特例 (略)

**第二〇条** 自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等

1 市町村長は、当該市町村の区域に係る国民の保護の  
ための措置を円滑に実施するため特に必要があると  
認めるときは、都道府県知事に対し、第一五条第一  
項の規定による要請を行うよう求めることができる。

2 市町村長は、前項の規定による求めができない  
ときは、その旨及び当該市町村の区域に係る国民の  
保護のための措置を円滑に実施するため必要がある  
と認めるときは、防衛庁長官に連絡することができる。  
この場合において、防衛庁長官は、速やかに、その  
内容を対策本部長に報告しなければならない。

**第二一条** 指定公共機関及び指定地方公共機関の実施  
する国民の保護のための措置 (略)

**第二二条** 安全の確保 国は指定行政機関、地方公共  
団体及び指定公共機関が実施する国民の保護のため

の措置について、都道府県は当該都道府県、市町村  
並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施す  
る当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措  
置について、市町村は当該市町村が実施する当該市  
町村の区域に係る国民の保護のための措置について  
その内容に応じ、安全の確保に配慮しなければならない。

**第二三条** (武力攻撃等の状況等の公表) 対策本部長は、  
武力攻撃及び武力攻撃災害の状況並びに住民の避難  
に関する措置、避難住民等の救援に関する措置その  
他の国民の保護のための措置の実施の状況について  
適時に、かつ、適切な方法により、国民に公表しな  
ければならない。

**第三節** 国民の保護のための措置の実施に  
係る体制

**第二四条** (対策本部の所掌事務等) 1 対策本部は、事  
態対処法第一二条第一号に掲げるもののほか、次に  
掲げる事務をつかさどる。

一 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関  
が実施する国民の保護のための措置の総合的な推  
進に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、この法律の規定によ  
りその権限に属する事務

2 対策本部に、対策本部長の定めるところにより対  
策本部の事務(国民の保護のための措置に関する事  
務に限る。)の一部を行う組織として、武力攻撃事態  
等現地対策本部を置くことができる。この場合にお  
いては、地方自治法第一五六条第四項の規定は、適  
用しない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により武力攻撃事態  
等現地対策本部を置いたときは、これを国会に報告  
しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第二項の規定により武力攻撃事  
態等現地対策本部を置いたときは当該武力攻撃事態

等現地対策本部の名称、所管区域並びに設置の場所  
及び期間を、当該武力攻撃事態等現地対策本部を廃  
止したときはその旨を、直ちに、公示しなければな  
らない。

5 武力攻撃事態等現地対策本部に、武力攻撃事態等  
現地対策本部長及び武力攻撃事態等現地対策本部員  
その他の職員を置く。

6 武力攻撃事態等現地対策本部長は、対策本部長の  
命を受け、武力攻撃事態等現地対策本部の事務を掌  
理する。

7 武力攻撃事態等現地対策本部長及び武力攻撃事態  
等現地対策本部員その他の職員は、対策副本部長事  
態対処法第一一条第三項の対策副本部長をいう。(対  
策本部員(同項の対策本部員をいう。))その他の職  
員のうちから、対策本部長が指名する者をもって充  
てる。

**第二五条** (都道府県対策本部及び市町村対  
策本部を設置すべき地方公共団体の指定)  
**第二六条** 指定の要請

**第二七条** 都道府県対策本部及び市町村対  
策本部の設置及び所掌事務

**第二八条** 都道府県対策本部及び市町村対  
策本部の組織

**第二九条** 都道府県対策本部長及び市町村  
対策本部長の権限

**第三〇条** 都道府県対策本部及び市町村対  
策本部の廃止

**第三一条** 条例への委任 (略)

**第四節** 国民の保護に関する基本指針等

**第二三条** 基本指針 1 政府は、武力攻撃事態等に備  
えて、国民の保護のための措置の実施に関し、あら  
かじめ、国民の保護に関する基本指針(以下「基本指  
針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針

二 一次条第一項の規定による指定行政機関の国民の保護に関する計画、第三四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画及び第三六条第一項の規定による指定公共機関の国民の保護に関する業務計画の作成及び国民の保護のための措置の実施に当たつて考慮すべき武力攻撃事態の想定に関する事項

三 国民の保護のための措置に関し国が実施する第一〇条第一項各号に掲げる措置に関する事項

四 都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の方針に関する事項

五 第二号に掲げる国民の保護に関する計画及び国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項

六 国民の保護のための措置の実施に当たつて地方公共団体相互の広域的な連携協力その他の関係機関相互の連携協力の確保に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、国民の保護のための措置の実施に関し必要な事項

八 内閣総理大臣は、基本指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

九 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本指針を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならない。

一〇 政府は、基本指針を定めるため必要があると認めるときは、地方公共団体の長等、指定公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

一一 前三項の規定は、基本指針の変更について準用する。

第三三条 指定行政機関の国民の保護に関する計画

第三四条 (都道府県の国民の保護に関する計画) (略)

第三五条 (市町村の国民の保護に関する計画) (略)

第三六条 指定公共機関及び指定地方公共機関 (略)

第五節 都道府県国民保護協議会及び市町村国民保護協議会

第三七条 都道府県協議会の設置及び所掌事務

第三八条 (都道府県協議会の組織)

第三九条 (市町村協議会の設置及び所掌事務) (略)

第四〇条 (市町村協議会の組織) (略)

第六節 組織の整備、訓練等

第四一条 (組織の整備) (略)

第四二条 (訓練) (略)

第四三条 (啓発) (略)

第二章 住民の避難に関する措置 (略)

第三章 避難住民等の救援に関する措置 (略)

第四章 武力攻撃災害への対処に関する措置

第一節 通則

第九七条 (武力攻撃災害への対処) 一 国は、武力攻撃災害を防止し、及び軽減するため、基本指針で定めるところにより、自ら必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体と協力して、武力攻撃災害への対処に関する措置(武力攻撃災害を防止し、及び軽減する措置)その他武力攻撃災害による被害が最小となるようにするために実施する措置をいう。(以下同じ)を的確かつ迅速に実施しなければならない。

二 地方公共団体は、当該地方公共団体の区域に係る武力攻撃災害を防止し、及び軽減するため、この法律その他法令の規定に基づき、必要な武力攻撃災害への対処に関する措置を講じなければならない。

三 対策本部長は、武力攻撃災害を防止し、及び軽減するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、所要の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

四 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る武力攻撃災害が著しく大規模であるとき、その性質が特殊であることその他の事情により、当該武力攻撃災害を防止し、及び軽減することが困難であると認めるときは、対策本部長に対し、当該武力攻撃災害を防止し、及び軽減するため、国において必要な措置を講ずるよう要請することができる。

五 内閣総理大臣は、この法律に規定するもののほか、前項の規定による要請があつたときは、対策本部長の求めに応じ、同項の武力攻撃災害を防止し、及び軽減するため、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、必要な措置を講じさせなければならない。

六 市町村長は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。

七 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防止し、及び軽減しななければならない。

第九八条 発見者の通報義務等 一 武力攻撃災害の兆候を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官(次項及び第四項において「消防吏員等」という。)に通報しなければならない。

二 (略)

第九九条 緊急通報の発令 一 都道府県知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生



第二十一条 市町村長の事前措置等（略）

第二十二条 市町村長の退避の指示等（略）

第一二二条（応急公用負担等）  
第一二三条 市町村長は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは取用することができる。

2 市町村長は、当該市町村の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるもの（以下この項及び次項において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置を講ずることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しななければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、第一項及び前項の規定による措置を講ずることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しななければならない。

4 5（略）  
第二十四条（警戒区域の設定）  
1 市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に對し、当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、

又は当該警戒区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、都道府県知事は、当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、自ら同項に規定する措置を講ずることができる。この場合において、当該措置を講じたときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しななければならない。

3 第一項の場合において、市町村長若しくは都道府県知事による同項に規定する措置を待たずともがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する措置を講ずることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

4 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場でない場合限り、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

第一二五条（消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力）  
1 市町村長若しくは消防吏員その他の市町村の職員、都道府県知事若しくは都道府県の職員又は警察官等は、当該市町村又は都道府県の区域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村又は都道府県の区域内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

2 前項の場合において、市町村長その他同項に規定する者は、その要請を受けて武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しななければならない。

第一二六条（漂流物等の処理の特例）（略）  
第一二七条（武力攻撃災害が発生した場合等の都道府県知事等の指示）  
1 都道府県知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の長若しくは消防長又は水防管理者（水防法 昭和二十四年法律第一九三号）第二十条第二項の水防管理者をいう。）に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

2 消防庁長官は、人命の救助等のために特に緊急を要し、前項の規定による都道府県知事の指示を待たないとも認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の長に対し、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置を講ずべきことを自ら指示することができる。この場合において、消防庁長官は、当該都道府県知事に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

第一二八条（武力攻撃災害を防御するための消防に関する消防庁長官の指示）  
第一二九条（消防の応援等に関する消防庁長官等の指示）（略）

第一三〇条（消防等に関する安全の確保）  
第一三一条（感染症等の指定等の特例）  
第一三二条（埋葬及び火葬の特例）  
厚生労働大臣は、大規模な武力攻撃災害の発生により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となつた場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四八号）第五条及び第四条に規定する手続の特例を定めることができる。

第一三三条（保健衛生の確保への協力）  
第一三四条（廃棄物処理の特例）  
第一三五条（文化財保護の特例）（略）

第三節 被災情報の収集等

第二二六条（被災情報の収集）  
第二二七条（被災情報の報告）  
第二二八条（被災情報の公表等）

（略）

第五章 国民生活の安定に関する措置等

第六章 復旧、備蓄その他の措置

第七章 財政上の措置等

第八章 緊急対処事態に対処するための措置

第九章 雑則

第一〇章 罰則

第十一章 事態対処法の一部改正

附則

（略）